

令和3年2月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和3年2月25日（木）午後2時30分

場所：本庁舎8階 8-1会議室・8-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和3年2月25日(木)、本庁舎8階 8-1会議室・8-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 4 番	漆 原 豊 彦
2 番	三 上 健 一		
3 番	井 出 茂 康		
4 番	齋 藤 義 治		
5 番	小 林 正 幸		
6 番	飯 田 芳 一		
7 番	上 田 洋 子		
8 番	加 藤 義 一		
9 番	田 代 恵美子		
1 0 番	吉 原 豊		
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		

欠席委員は、次のとおり

番		番	
---	--	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主 幹	草 柳 真 治	主 幹 補 佐	福 岡 信 二
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 78号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 79号 買受適格証明願について
- 日程第 3 議案第 80号 買受適格者に係る農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 81号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 82号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 6 報告第 20号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 7 議案第 83号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第 84号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 9 議案第 85号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 日程第 10 議案第 86号 非農地証明願について
- 日程第 11 報告第 21号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後2時30分

事務局（嶋田勝弘事務局長） 大変お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員総数14名、出席者14名でございます。出席委員数が委員総数の過半数を満たすため、本総会は成立していることを報告いたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ寒い日と暖かい日が交互に来ておりまして、本格的な春がすぐそこに来ているようなきょうこの頃だと思います。

そんな中でも、コロナの関係は、なかなか終息が見えて来ないというのが実情でございますが、それによっていろいろな産業にかなりの影響が出ているということでございます。

農業に対しても、農家もかなり厳しい状況が続いているようでございます。数カ月前に国や県の補助金ですとか補償金のようなものをいろいろ御紹介させていただきまして、先日、第三次の農業関係予算の金額が出てまいりました。これは、農業の経営継続補助金ということで570億円の予算が計上されました。

先日、農水省のホームページを見ておりましたら、さがみ農協管内でも何人かの方が申請をして採択されておりました。全体的には570億円の国の予算ですけれども、さがみ農協では、残念ながら周知があまり徹底していなかったのか、約52件の申し込みしかなくて、そのうち48件が採択されました。金額にして4,349万円の補助金、570億円のうちの4,349万円しか補助金が下りていないということでございます。

これは、いわゆる支援団体が農協なので、本来でしたら農協が各組合員の皆様方に、こういう補助金が出ているけれども、ということで周知を徹底しなけ

ればいけないのですが、農協に尋ねたところ、残念ながらあまり周知ができなかったということが実情のようでございます。

ちなみに北海道などは5,000件ぐらいの採択者がいる。何しろ570億円ですから、そのうちの4,300万円ぐらいしか受けていない。神奈川県全体でも540件ぐらいの申請があって、そのうちのさがみ農協管内は50件そこそこですから、いかに周知が足りなかったかということが感じられます。

その補助金で農業用の機械、トラクターやハンマーナイフなどいろいろ買っているようございますが、そういうものの買い換えには、こういうときに、こういう補助金を使っていただきたいと思っております。

今回は1件当たり150万円ということで出ました。100万円が経営継続の補助金で、50万円がコロナ対応の金額、合計150万円です。

これは、来年度以降も、多分続くかと思いますので、コロナ対応がなくなっても100万円の助成金は続くのではないかとということも、その担当者は言っておりましたので、機会がありましたら、こういう補助金はどんどん利用していただくということでお願いをしたいと思います。

それでは、2月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

また、コロナの影響に配慮していただきまして、スムーズな議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、14番の漆原豊彦委員と1番の井上哲夫委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森大晃主任） 「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、21a。耕作面積、44a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番 用田字中根松、4筆。地目、2筆が田、もう2筆が田現況畑。地積、1筆目が486㎡、2筆目が236㎡、3筆目が495㎡、4筆目が670㎡、4筆合計1,887㎡。権利の種類、所有権、売買による移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、113a。耕作面積、113a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻字大仲、1筆。地目、畑。地積、1,504㎡。権利の種類、所有権、売買による移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、26a。耕作面積、46a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、円行字馬渡、4筆。地目、4筆全て田現況畑。地積、1筆目、152㎡、2筆目、384㎡、3筆目、491㎡、4筆目、495㎡、4筆合計1,522㎡。権利の種類、所有権、贈与による移転。申請理由、譲受人、農業経営効率化のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 本件の申請地につきましては、目久尻川にかかる「道庵橋」から南に約410m及び480mの土地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、綾瀬市で露地野菜の生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことでした。

申請地については、北側の農地は現状植えられている柿を継続し、南側の農地については、現在、田になっているため、所有権移転後、手続きの上で畑に造成する計画です。

地区協の意見としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 本件の申請地につきましては、遠藤宮原線にある「宇都母知神社入口」交差点から北東に約250mの農地になります。

資料は4ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、茅ヶ崎市に在住しており、寒川町に田、茅ヶ崎市に田・畑を所有

農業経営規模拡大を図るため、競売により農地を取得したいとのことです。

農地取得後は、レモンの栽培を行う計画です。

申請内容を確認したところ、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすものと判断しており、買受適格を有するものと考えております。

次に、日程第3、議案第80号「買受適格者に係る農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

買受適格証明願が提出された場合の取り扱いにつきましては、平成28年3月30日付農林水産省経営局長通知「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」において、「農業委員会は、買受適格を有する旨を証明する議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくものとする」と定められておりますことから、本日、事前に承認を受けるため、議案として提出させていただくものです。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

今回の件は、普通の売買と違って競売ということで特殊な面もございます。年間のうちにも時々出てくるのですが、この辺の現況を知っておられる方、ここはどのような畑ですか。

5番、小林委員。

5番（小林正幸委員） 現場を伊藤上級主査と見てきましたが、全面が東側を向いている斜面かつ農道がないため、普通の作物はまず難しいと思われれます。今は最低、軽トラックが入っていけないと、作物を入れたり出したりできないのですが、本当に森の中、藤沢の「健康の森」に面している畑ですね。

反対側の斜面、今度は南側を向いている、ちょうどU字になっていて、反対

日程第４、議案第８１号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「農地法第５条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号１。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、５a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字中原、１筆。地目、畑。地積、５９７㎡のうち３１２．１３㎡。内容、権利については、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、昭和５９年４月２０日。農地種別、第３種農地。

続きまして、番号２。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、１a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字西ノ谷、１筆。地目、畑。地積、６３㎡（実測２２８．８０㎡）。内容、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、昭和５９年４月２０日。農地種別、第２種農地。

続きまして、地区、六会・長後。番号３。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、３０a。耕作者、同左人。当該農地、地番、亀井野字下屋敷添、１筆。地目、畑。地積、９８５㎡。内容、所有権移転。転用目的、コンテナ置場。農用地区域除外日、昭和５９年４月２０日。農地種別、第３種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

５番、小林委員。

５番（小林正幸委員） 本件の申請地につきましては、市道亀井野二本松線にある「遠藤田方」交差点から北に約７０mの土地になります。

資料は１０ページをお開きください。

保管場所として利用する予定です。

これまでは綾瀬市と茅ヶ崎市の置場に保管料を支払い、間借りしてコンテナを置いていましたが、置場が2カ所に分散していることや、他社所有のコンテナが混在していること、また、移動も外注で費用がかかっていることから、業務の効率化のため、新たに適地を探しておりました。

事業所からのアクセスがよく、置場が1カ所に集約でき、管理もしやすいことや、今後購入予定であるコンテナ運搬用車両の駐車スペースを確保する必要があるため、申請地が適地であると判断したとのことです。

なお、転用許可後、現在使用している市外の置場は引き払う予定とのことです。

本来、保管用コンテナは建築物に該当しますが、展示用及び在庫保管用であり常置しないため、建築物に該当しないことを藤沢市建築指導課に確認しております。

申請地は、北側が道路になっており、東側は宅地、南側は畑、西側は宅地及び畑になっております。

出入口は北側で、東側の宅地及び西側の畑との境界には単管パイプ及び地上高20cmになるよう足場板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

南側の畑の間には単管パイプ及び地上高40cmの既存コンクリート板があり、また、西側の宅地との間には、地上高130cmの既設の鉄筋コンクリート組立塀がありますので、これを利用し、被害防除とします。

敷地内は砕石敷きとし、雨水については敷地内浸透処理とします。

地区協において、譲受人と面談し、周辺に残る農地等に影響がないよう十分に配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。――事案確認のため、しばらく休憩とします。

――休憩――

——再開——

議長（齋藤義治委員） それでは、再開をいたします。

他に何か意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 8 1 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 8 1 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 5、議案第 8 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

なお、本議案番号 1 3 及び番号 1 4 については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案番号 1 3 及び番号 1 4 について、事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第 5、議案第 8 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、番号 1 3 及び番号 1 4 から説明をさせていただきます。

番号 1 3 及び番号 1 4 は、大庭を中心に 3 6 2 a を耕作する委員世帯の更新借受分となっております。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上になります。

—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第20号を終了いたします。

次に移ります。

日程第7、議案第83号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） それでは、日程第7、議案第83号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構であります公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものでございます。

番号1、番号2は、亀井野を中心に207aを耕作する委員世帯の新規借受分で、当該地ではトウモロコシを作付けしていく予定となっております。

番号3は、このたび新規就農される方の新規借受分で、資料は18ページからを御参照ください。

六会・長後の地区協議会におきまして、御本人と面談を行い、就農計画等について確認をしております。当該地においては、スイートコーンを作付けする予定となっております。

番号4につきましても、新規就農される方の新規借受分になりまして、資料は22ページからを御参照ください。

六会・長後の地区協議会におきまして、御本人と面談を行い、就農計画等について確認をしております。当該地においてはキャベツを作付けする予定となっております。

番号5は、今年の1月より大庭で39aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では酒米を作付けしていく予定となっております。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

井上委員。

1 番（井上哲夫委員） 六会・長後地区の3番と4番ですけれども、新規就農ということで、先日の地区協でも本人と面談して、ある程度意見を交わしたのですが、どう見ても動機が曖昧というか、不純とまでは言わないけれども、これのできるのかなというような印象で、委員の中でもそう感じた人もいたと思われませんが、国の、というか、中間管理機構ですから、これも、ある程度行政として実績を上げたいというのはわかりますけれども、いずれにしても荒廃地みたいなものを、荒廃地をきれいにして農地として維持管理するというのは、これだけでも一つの意義はあるのかなと思いますけれども、何か、どうもまともに農業経営ができるのかなという印象を受けました。

藤沢で就農したいということで、こうやって出てくるわけですから、聞いてみると、農業水産課から来ているということですが、新規就農で非常にやる気があって、本当に一生懸命やっている人もいるのですが、こういう形で中間管理機構を通ってくる中で、行政がこれを承認していいのかなというような印象もちょっと受けているのですが。

議長（齋藤義治委員） 福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） ありがとうございます。お二人につきましては、まず御理解いただきたいのが、今、農業水産課という話が出ましたけれども、藤沢市で定めております新規就農者の認定基準ですが、まず、先進的な農家で、あるいは農業アカデミーで1年以上の研修をしっかりと受けていただくということです。あとは、5年間の就農計画について、関係者が集まって就農に当たっての審査会を開いておりますので、そこをパスすること。それとあわせて、今回は、六会・長後地区で農地を探させていただきましたが、具体的に「近隣とう

まく調和をして耕作を続けていくこと」でございます。

また、こちらは中間管理機構を介しておりますけれども、今回は利用権の設定でもよかったのですが、新規就農者になりますので、今後「人・農地プラン」への位置づけ、あとはスーパーL資金等の活用も見込まれることから、利用権設定ではなくて中間管理機構制度のほうを利用したということになります。

荒廃地というお話も出ていましたが、六会・長後地区は、お借りできる畑を見つけることが難しい地区になりますので、結果的には、今回は、荒廃地ではないのですが、遊休農地を何とかお借りしたという経過がございます。

議長（齋藤義治委員） 西山委員。

13番（西山弘行委員） ということは、この場所自体は荒廃地に近いと解釈してよろしいのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 私も農地探しに関わっていたので、現地はよく承知しているつもりではありますが、お一人の方の石川については、荒廃地として、いわゆるパトロールで指摘を受けるまでの状態ではありませんでしたが、前回の意向調査で、地権者さんから、耕作し切れないので売りたい、あるいは貸したいという希望が出ていたところです。

もう一カ所、新規就農者の方が借り受ける予定の亀井野の農地につきましては、約半分は昨年の農地パトロールで荒廃地ということで指摘をいただいていた場所になります。

そちらを、農業委員会の事務局で地権者に当たって、もし使わないのであれば貸していただけませんかということで、今回地権者と合意したということでございます。

議長（齋藤義治委員） この場合、農地中間管理機構が間に入っていますが、農地中間管理機構として、継続期間内の指導だとか、そういうことは何かやられるのでしょうか。

事務局（福岡信二主幹補佐） 今回、中間管理機構を介しての貸し借りになりますけれども、借りている期間に、中間管理機構、いわゆる農業公社で現地を見て指

導とか、そういったことは、実際にはないと思います。地権者の方、あるいは近隣からの苦情等の情報があれば、農業委員会で対応するような状況になってくるのではないかと思います。

本来は中間管理機構の仕事かもしれませんが、中間管理機構が積極的に行うことは、実際はできないのではないかと思います。

議長（齋藤義治委員） 利用権の場合は、まあ次世代の資金を借りたりすると、農業委員が1年に1回か、面談をしますけれども、中間管理機構にはそういう制度はないということですか。

事務局（福岡信二主幹補佐） そこは、利用権設定の制度と一緒に、実際に借り受けると、面談を行うとか、そういったものは一切ございません。次世代投資資金については、会長がおっしゃるとおり、年4回、これは就農サポートということで、圃場を見て意見交換等をしております。

議長（齋藤義治委員） それでは、今回は、この人は次世代の資金は利用しないというか……。

事務局（福岡信二主幹補佐） 情報としては、お一人は何とか御自分で、ほかの仕事もあるので投資資金は活用しなくてもやっていけるというお話はいただいています。もう一人の方は、これから申請を受け付けるのですが、多分手を挙げられて投資資金を受けて活用しながら耕作をされるのかなと思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

井上委員どうぞ。

1番（井上哲夫委員） 中間管理機構で指導をするとか、そういうことはなくて、要するに地元の農業委員が、新規就農者の近くの、各地区の担当の委員さんが対応していくという話になると思うけれども、それぐらいのことは当然の話で、やってしかるべきだと思いますが、ただ、我々がその2人と面談した結果、はっきり言って動機がよくわからないというか、どちらの方とは言わないけれども、趣味でやるみたいな、本業は別に持っているという話ですよ。

そういう中で、遊休農地といっても、要するに更地でもきれいになっていればいいけれども、遊休農地が荒廃地になってしまうのではないかとというような、

そういう印象を受けましたので、このような質問をしました。

議長（齋藤義治委員） それでは、藤沢市の農業委員会として、農業公社に対して、こういう意見が出ている、近隣の農家の人が心配をしているということで、その契約期間内の指導はやってくれるのかどうか、やってくれるとしたらどのようにやるのかということも言うておいてもらったほうがいいですね。

意見として、他に何かございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） それでは、他にないようでございますので、採決をいたします。

議案第83号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第83号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第84号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、葛原字昭和台、2筆、打戻字大下、2筆、菖蒲沢字笹谷、4筆、菖蒲沢字宮ノ前、2筆。地目、記載のとおり。地積、10筆合計4,319㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成13年5月6日。免除日、令和3年3月7日。現地確認日、令和3年2月2日。

続きまして、番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、瀬郷字広町、4筆、宮原字高田、2筆、宮原字歩一、1筆、宮原字戸中、2筆。地目、記載のとおり。地積、9筆合計6,879㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成13年9月4日。免除日、令和3年7月5日。現地確認日、令和3年2月2日。

続きまして、番号3。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、宮原字高田、3筆。地目、記載のとおり。地積、3筆合計2,874㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成13年4月17日。免除日、令和3年2月18日。現地確認日、令和3年2月2日。

続きまして、地区、六会・長後。番号4。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野字二ツ田、1筆、亀井野字山之神、4筆。地目、記載のとおり。地積、5筆合計5,899㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成13年3月14日。免除日、令和3年1月15日。現地確認日、令和3年2月12日。

続きまして、番号5。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野字二ツ田、2筆、亀井野字東、2筆。地目、記載のとおり。地積、4筆合計6,214㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成13年3月14日。免除日、令和3年1月15日。現地確認日、令和3年2月12日。

続きまして、番号6。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野字二ツ田、2筆、亀井野字山之神西、11筆。地目、記載のとおり。地積、13筆合計1万2,760.91㎡。確認した農地等の利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成13年6月5日。免除日、令和3年4月6日。現地確認日、令和3年2月12日。

続きまして、番号7。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野字山之神、8筆、亀井野字東、6筆。地目、記載のとおり。地積、14筆合計1万566㎡。確認した農地等の利用

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第84号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、議案第85号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第9、議案第85号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、説明をいたします。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり、土地所有者になります。買取り申出事由、故障。買取り申出事由発生日、令和2年12月14日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり、本人になります。買取り申出をする土地、所在及び地番、宮前字後河内の2筆。地目は、1筆目が畑。地積が、524㎡。2筆目が田現況畑。99㎡。合計623㎡になります。

本申請につきましては、申出人の妻に状況確認をしたところ、買取申出事由の生じた者は数年前まで農作業を主として行っておりましたが、故障後は妻が農地を管理していたとのことです。

妻は農業経験もなく、高齢のため、今後管理を続けることは困難とのことで、地区委員に確認したところ、申出人を把握してはいるが、主として農作業に従事していたかは不明とのことです。

妻の聞き取りによりますと、申出人が当該地の相続税納税猶予を受けていることから、買取申出事由の生じた者は、「農業の主たる従事者」に該当するものと判断いたしました。

現地を確認したところ、良好な管理をされていましたが、自分たちの食べる分をつくっているのみとのことで、本申請地は生産緑地を解除するのもしやむを

得ないと判断をいたしました。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 85 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 85 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第 10、議案第 86 号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森主任。

事務局（森 大晃主任） 「非農地証明願について」、議案説明をまいります。

地区、御所見・遠藤。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻字宮台、1 筆。地目、畑。地積、951 m²。内容、平成元年頃より養豚場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 8 年航空写真。現地確認日、令和 3 年 2 月 12 日。

続きまして、番号 2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字中原、2 筆。1 筆目が、地目、畑。地積、364 m²。2 筆目が、地目、畑。地積 393 m²。2 筆合計 757 m²。内容、昭和 43 年頃より自己住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 8 年航空写真。現地確認日、令和 3 年 2 月 12 日。

続きまして、地区、六会・長後。番号 3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川字五反田、1 筆。地目、田。地積、17 m²。内容、平成元年ごろより資材置場として利用し、現在に至る。確認資料、平成 8 年航空写

が適合と判断された農地は、全て令和2年中に遊休状態が解消されていたか、利用意向調査にて「農地中間管理機構の利用表明」があったため、結果として勧告対象となる農地はありませんでした。

続いて、「令和2年度、遊休農地にかかる利用意向調査の実施結果について」報告します。

調査期間は、農地パトロール後の11月27日から12月10日で、調査対象としましては、過去の利用意向調査にて「農地中間管理機構の利用表明」があった農地を除いた95件、154筆、8万7,351㎡です。

結果ですが、「自分で管理・耕作する」との回答があったのが42筆、1万9,106㎡。「農地中間管理機構の利用表明」があったのが59筆、3万3,296㎡。「売却希望」があった14筆、6,459㎡。「その他（貸したい等）」は11筆、7,772㎡。「未回答」が28筆、2万718㎡となっております。

未回答については、次年度、同様に遊休農地になった場合、改めて利用意向調査書を送付し、勧告の対象にならないよう指導していきます。

「今後の対応」につきましては、「農地中間管理機構の利用表明」があった農地については、農地法第35条第1項の規定に基づいて、農地中間管理機構にその旨を通知いたします。

「貸したい」、「売りたい」の希望、または「農地中間管理機構の利用表明」があった農地については、貸付・あっせん希望リストを作成し、農業水産課への情報提供や農業委員会事務局のホームページへの掲載などをして、新規就農者や地域の認定農業者等へのあっせんに利活用する予定となっております。

以上で報告を終わります。

議長（齋藤義治委員） 続いて、福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 続きまして、お手元の資料で、「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について（依頼）」を御覧ください。

こちらにつきましては、新しい委員さんは初めてかと思いますが、毎年この

時期に県知事に要望する意見を農業委員会として取りまとめを行っているものになります。

農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構でございます県農業会議が、県知事に施策に関する要望・意見を提出するものになりますので、お手元の資料で、参考までに「検討項目」ということで、(1)から(7)まで記入させていただきました。

- (1) で、基本農政の確立・推進について。
- (2) で、農地の保全と有効利用対策について。
- (3) で、担い手経営対策について。
- (4) で、農業委員会組織対策について。
- (5) で、鳥獣被害対策について。
- (6) では、新型コロナウイルス感染症関係の対策について。
- (7) で、2022年度農業税制改正の要望事項について。

ということで、基本こういった項目に沿った御要望、御意見をいただければと思います。全く違ったテーマでも構いませんので、別紙として意見書用紙を添付しておりますので、こちらの書式を使っていただいて、(1)から(6)までは、来月3月25日木曜日の総会の日までに事務局まで御提出ください。最後の(7)の税制改正要望につきましては、締め切りはちょっと早いのですが、3月19日までにいただければと思います。

資料として、1年前、当時は「令和3年度の要望」ということで取りまとめをしたものを参考までに添付をしております。横向きA4の資料で、これは、湘南地区の農業委員会連合会として1年前に取りまとめたものですが、参考までに、1番のところで、右のほうで「新規」、「藤沢市」ということで当時要望したものですけれども、委員の方から御意見をいただいて、「神奈川県産農産物のPR強化」について要望を上げたらどうかということで、この辺を反映させていただきました。

一枚おめくりいただいて、右側のところで、「一部新規」ということで「藤沢市」、「都市農業の振興に向けて県とJAのさらなる連携強化を図り、市町

村とJAの連携に反映させること」と、このようなものを要望として上げております。

スケジュールとしましては、今は2月ですが、4月の総会に取りまとめの結果は報告させていただいて、その後、2市1町湘南地区農業委員会連合会として、要望・意見を合体させまして、5月末に県農業会議に要望を上げる予定であります。

その後ですが、県農業会議は、8月に県知事と面談をいたしまして、最終的な要望を上げていくというスケジュールとなっております。

あと、資料はお配りしていませんが、参考までに税制改正につきましては、1年前は――すみません、手元の資料が見当たらないのですが、当時税制改正につきましては、地方税の関係でも、あるいは納税猶予の関係でも構わないのですが、1年前は、これは藤沢市の農業委員会からではないのですが、例えば「市民農園、福祉農園など、公共施設、公共的なものに利用した場合は納税猶予の適用になるように求める」というような要望を最終的に県知事に上げているようです。

そういったテーマでも、関連するものでも構いませんので、税制改正の要望につきましても、3月19日までに事務局までお寄せいただければと思います。お願いします。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 以上、事務局から報告事項がございましたが、この点に関して、何か質問がございましたら、お願いをいたします。

西山委員。

13番（西山弘行委員） 横書きの欄の、「都市農業の振興に向けて、県とJAの更なる連携……」云々とありますが、私、年度初めに農協の常務と、この点についてちょっと話をしましたけれども、人件費がかかる、赤字になるなどと、農協は全く乗り気ではないですよね。これで連携ができるのかどうかですね。

事務局（福岡信二主幹補佐） ありがとうございます。

「一部新規」ということで、昨年度も要望している内容になりまして、西山

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）